

別冊資料

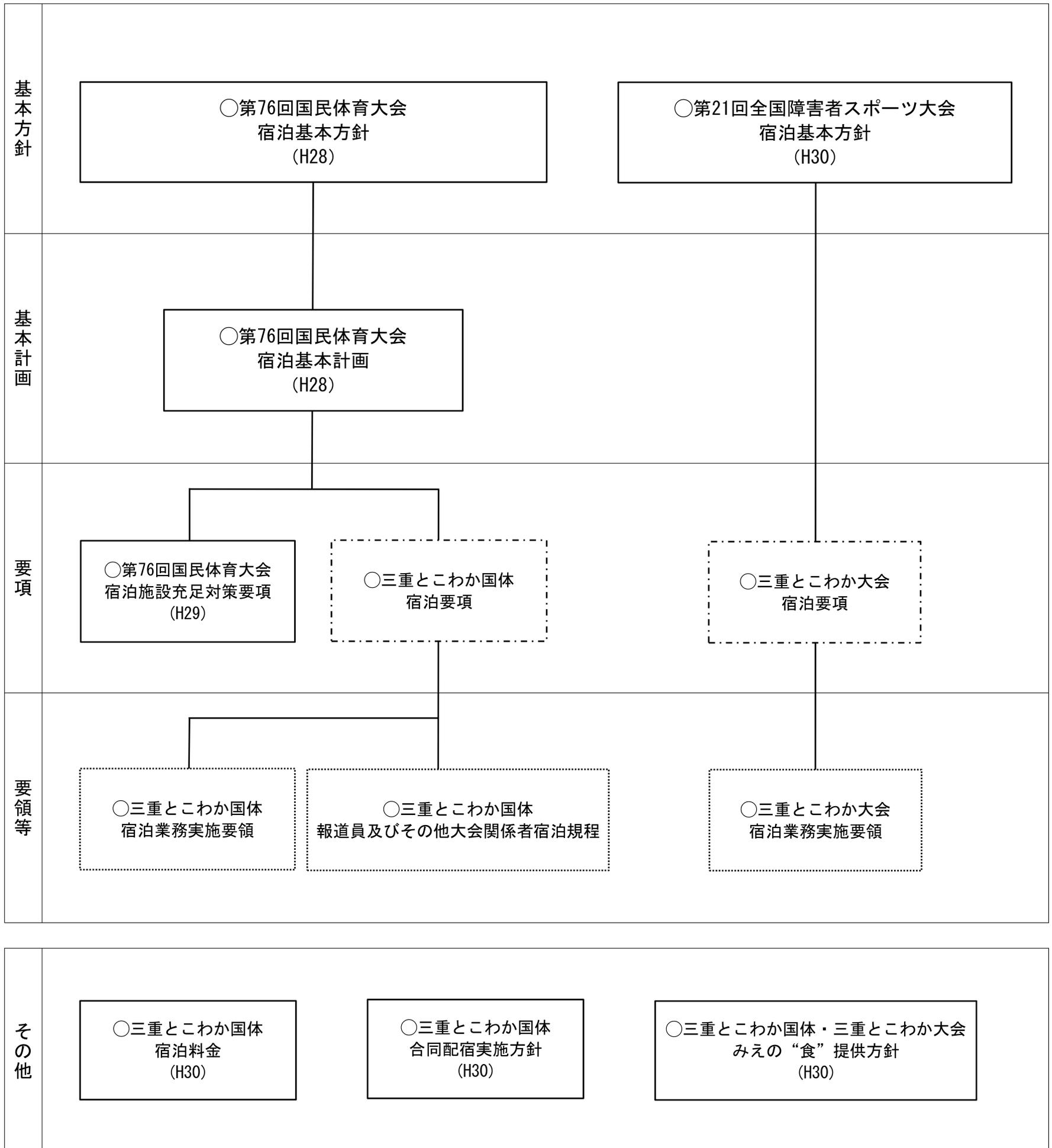
宿泊専門委員会 関係規程集



三重とこわか国体・三重とこわか大会

三重とこわか国体・三重とこわか大会 宿泊専門委員会 各種計画等作成状況

- 第1～3回宿泊専門委員会にて決定済み
- 第4回宿泊専門委員会にて審議
- 第5回宿泊専門委員会にて審議予定



三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会 宿泊専門委員会 関係規程集

- | | | |
|-----|----------------------------|------|
| (1) | 第76回国民体育大会 宿泊基本方針 | P 2 |
| (2) | 第76回国民体育大会 宿泊基本計画 | P 3 |
| (3) | 第76回国民体育大会 宿泊施設充足対策要項 | P 5 |
| (4) | 三重とわか国体 宿泊料金 | P 7 |
| (5) | 三重とわか国体 合同配宿実施方針 | P 8 |
| (6) | 三重とわか国体・三重とわか大会 みえの“食”提供方針 | P 12 |
| (7) | 第21回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針 | P 13 |

第 76 回国民体育大会 宿泊基本方針

第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情を踏まえて、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び近隣市町の旅館を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配 宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。
- (2) 選手・監督が十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮し、配宿を行う。
 - ① 選手・監督の宿舎は、都道府県、競技、競技種別及び男女の別を考慮する。
 - ② 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、旅館等の関係団体と協議のうえ、公益財団法人日本体育協会において決定する。

4 食 事

大会参加者に提供する食事は、三重県特産の食材を取り入れた郷土色豊かなもので、安全安心で栄養バランスがよいものを提供する。

第 76 回 国民 体育 大会 宿 泊 基本 計画

第 76 回 国民 体育 大会（以下「大会」という。）の 宿 泊 については、第 76 回 国民 体育 大会 宿 泊 基本 方針 に 基づき、県、会 場 地 市 町 及 び 関 係 機 関 ・ 団 体 等 は、相 互 に 緊 密 な 連 携 を 図 り、次 の 準 備 業 務 を 推 進 す る。

1 配 宿 業 務 の 実 施

(1) 配 宿 シミュレーションの作成

選 手 ・ 監 督、役 員、視 察 員、報 道 員 及 び そ の 他 の 関 係 者（以下「大会 参 加 者」という。）の 円 滑 な 配 宿 を 実 施 す る た め、以 下 の 調 査 結 果 等 に 基 づき、配 宿 シミュレーションを 作 成 す る。

① 宿 舎 に 関 す る 調 査 の 実 施

旅 館（旅 館 業 法 の 許 可 を 受 け て 営 業 を 行 う ホ テ ル、旅 館 及 び 簡 易 宿 所 を いう。以 下 同 じ。）等 の 県 内 宿 舎 の 客 室 形 態 や 設 備 状 況、客 室 提 供 可 能 数、食 事 の 提 供 方 法 等 を 把 握 す る。

② 宿 泊 意 向 調 査 の 実 施

各 都 道 府 県 や 競 技 団 体 等 の 宿 泊 予 定 者 数 を 把 握 す る。

(2) 宿 舎 の 充 足 対 策

配 宿 シミュレーションに お いて、大 会 参 加 者 の 収 容 が 困 難 で あ る 場 合 は、会 場 地 市 町 内 の 旅 館 の 客 室 提 供 の 促 進、公 共 施 設 等 の 利 用、民 家 等 の 利 用 及 び 近 隣 市 町 の 旅 館 の 利 用 な ど 必 要 な 充 足 対 策 を 行 う。

な お、充 足 対 策 が 円 滑 に 遂 行 で き る よ う、必 要 に 応 じ、宿 舎 等 へ の 説 明、県 及 び 会 場 地 市 町 等 に よ る 連 絡 会 議 を 行 う。

(3) 配 宿 の 実 施

配 宿 シミュレーション 及 び 宿 舎 の 充 足 対 策 の 状 況 を 踏 ま え、配 宿 を 実 施 す る。

2 宿泊本部の設置

各都道府県及び会場地市町との連絡を密にし、宿泊申込み及び変更、取消に関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

宿泊料金については、先催県の事例や旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本体育協会と協議のうえ、公益財団法人日本体育協会において決定する。

4 食事の提供

大会参加者の食事については、三重県の魅力を堪能してもらえよう、県内の特産品や郷土料理を積極的に取り入れたものとする。

特に、選手・監督がベストコンディションで活躍できるよう、安全安心で栄養バランスのよい食事を提案し、普及に努める。

5 弁当の提供

県及び会場地市町が提供する弁当については、受注処理体制や製造能力、配送体制等の業務遂行能力及び衛生管理能力等のある弁当調製事業者を選定し、適正に発注・搬入等の業務を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、要項等を定め推進する。

第 76 回 国民 体育 大会 宿泊 施設 充足 対策 要 項

1 趣 旨

この要項は、第 76 回国民体育大会(以下「大会」という。)宿泊基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者」という。)の宿舎の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

2 実施 方法

会場地市町は、県準備委員会及び関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、交通状況や各種衛生対策、各地域の実情等を十分に考慮した上で、以下の実施項目により宿舎の充足対策を実施するものとする。

3 実施 項目

(1) 営業 宿泊 施設 の 客 室 提供 の 促進

当該会場地市町内の営業宿泊施設(旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を最大限に確保するため、関係団体や個々の営業宿泊施設に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、学校及び民間団体等に対して、多数の宿泊を伴うイベント等の開催の自粛を依頼する。

(2) 広域 配 宿

広域配宿(近隣市町のホテル、旅館等の利用をいう。以下同じ。)を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

① 関係 機関 と の 協 議

競技運営上への支障の有無や配宿の可否等について、受け入れ市町及び県準備委員会と協議するものとし、県準備委員会は、広域配宿を希望する会場地市町と受け入れ市町間の調整を行う。

② 業 務 分 担 及 び 経 費 負 担

広域配宿の実施に伴う大会参加者の輸送業務等は、広域配宿を実施する会場地市町が担当し、これに要する経費も負担する。

(3) 転 用 施 設

転用施設(当該会場地市町内の公共施設、寮・保養所、寺社等をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

① 転 用 施 設 の 選 定

次に掲げる事項に留意し、選定する。

ア) 施設管理者等に対し、趣旨を十分説明した上で、転用施設を選定する。

イ) 水道設備(上水道・簡易水道・専用水道)が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。

ウ) 入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。

エ) 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。

- オ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- カ) 原則として、増改築又は修繕を必要としないこと。
- キ) ミーティングが可能なスペースの確保についても配慮する。

② 配宿条件

次に掲げる事項を配宿条件とする。

- ア) 選手・監督を対象とする。
- イ) 都道府県チーム毎で1施設、もしくは隣接する宿泊施設とする。

(4) 国体民泊

民泊（民家等の利用をいう。以下同じ。）を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

① 民泊協力地区の設定

複数の受け入れ家庭が一体となって民泊を実施することから、自治会、町内会などを単位とする民泊協力地区を設定する。

② 民泊協力組織の設置

民泊協力地区に、受け入れ家庭への支援をはじめ、食事の準備や環境美化、選手の歓迎・応援等、民泊を円滑に推進するための民泊協力組織を設置する。

③ 民泊推進連絡組織の設置

各民泊協力組織及び関係団体との連携を図るため、必要に応じ民泊推進連絡組織を設置する。

④ 受け入れ家庭の選定

次に掲げる事項に留意し、選定する。

- ア) 民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、民泊の趣旨を十分説明した上で、受け入れ家庭を選定する。
- イ) その他、転用施設の選定項目に準じて選定する。

⑤ 配宿条件

次に掲げる事項を配宿条件とする。

- ア) 選手・監督を対象とする。
- イ) 競技での公平性を保つため、競技毎又は種別毎とする。
- ウ) 受け入れ家庭1軒につき、2～3人程度とする。
- エ) 都道府県別チーム毎で1民泊協力地区、もしくは1民泊協力組織とする。

⑥ 受け入れ体制の推進

民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足物品等の調達、医事衛生等の受け入れ体制の推進に努める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県準備委員会と会場地市町が協議して定める。

三重とこわか国体 宿泊料金

正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊料金については、以下のとおりとする。

区分	消費税	宿泊料金		備 考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	4,500 円～15,000 円	3,150 円～10,500 円	通常のサービス・ 奉仕料及び冷暖 房料を含む
	10%	4,950 円～16,500 円	3,465 円～11,550 円	

※ 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※ 素泊まり料金は、1 泊 2 食料金の 70% 相当額とする。

※ 入湯税については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(注 1) 宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいい、原則として 1 泊 2 食とする。ただし、欠食控除については、宿泊要項に定める。

(注 2) 報道員及びその他大会関係者の宿泊料金については、別に定める。

三重とこわか国体 合同配宿実施方針

三重とこわか国体に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者の配宿について、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び正式競技・特別競技の会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、業務の省力化と経費節減を図り、効率的かつ円滑に推進できるよう、次の方針に基づき実施する。

1 合同配宿の体制

(1) 合同配宿の実施

短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿（以下「合同配宿」という。）を行う。

(2) 合同配宿本部及び配宿センターの設置

県実行委員会及び市町実行委員会は、「三重とこわか国体 合同配宿本部（仮称）」を設置するとともに、合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、配宿センターを設置する。

(3) 配宿センターとの連携

宿泊施設データや配宿状況等を把握するため、県実行委員会及び市町実行委員会と配宿センターとの間をインターネット等によりネットワーク化して、連携を図る。

2 業務委託

(1) 合同配宿の業務委託

合同配宿の実施にあたっては、合同配宿の実施に必要な配宿システムの構築、宿泊施設実態調査の実施、仮配宿計画の作成、営業宿泊施設の客室確保・調整、配宿センターの設置・運営、本配宿等の業務を別紙「合同配宿業務委託概要」を基本として、事業者へ委託する。

(2) 委託契約方法

合同配宿の業務委託（以下「合同配宿業務委託」という。）は、2019年度から2021年度まで、年度ごとに委託契約を締結する。

委託契約は、一括して県実行委員会が締結する。

3 経費負担

(1) 県実行委員会の負担額

県実行委員会は、総経費の2分の1（各年度委託経費の2分の1の合計）を負担する。

(2) 市町実行委員会の負担額

市町実行委員会は、総経費の2分の1（各年度委託経費の2分の1の合計）を負担する。

なお、各市町実行委員会は、次のとおり算定した「固定割負担額」と「比例割負担額」の合計をそれぞれ負担する。

ア 固定割負担額

業務管理費(※)を均等に配分した額

※業務管理費は、本配宿業務等に係る経費とし、2021年度委託経費の10%程度とする。

イ 比例割負担額

固定割負担額の合計を除いた額について、営業宿泊施設への配宿実績人数(※)で按分した額

なお、各市町実行委員会が、独自に配宿調整業務を実施した転用施設及び国体民泊(民家等)、営業宿泊施設への配宿人数は、上記「配宿実績人数」から除外する。

【負担額算定の概念図】

区 分	県実行委員会	市町実行委員会
2019年度	合同配宿業務委託に関する経費	合同配宿業務委託に関する経費 〈 比例割 〉
2020年度	合同配宿業務委託に関する経費	合同配宿業務委託に関する経費 〈 比例割 〉
2021年度	合同配宿業務委託に関する経費 (業務管理費を含む)	合同配宿業務委託に関する経費 (業務管理費を除く) 〈 比例割 〉
		業務管理費 〈 固定割 〉
負担割合	総経費の2分の1 (各年度委託経費の2分の1の合計)	総経費の2分の1 (各年度委託経費の2分の1の合計)

4 負担額の精算

三重とこわか国体終了後、県実行委員会と各市町実行委員会の負担額を前述の算定方法に基づき確定し、2021年度中の県実行委員会が定める期日までに精算する。

5 業務分担

(1) 2019年度及び2020年度

ア 県実行委員会業務分担区分

- (ア) 合同配宿業務に関する受託事業者への委託・管理等
- (イ) 宿泊施設実態調査の実施と活用
- (ウ) 営業宿泊施設の客室確保及び総合調整
- (エ) 仮配宿の実施及び仮配宿計画作成に関する総合調整
- (オ) 広域配宿の調整
- (カ) 宿泊意向調査の実施
- (キ) 宿泊施設別適用宿泊料金の調整

イ 市町実行委員会業務分担区分

- (ア) 配宿における各競技団体との連絡調整
- (イ) 宿泊施設実態調査の報告
- (ウ) 市町実行委員会における営業宿泊施設の客室確保及び個別調整

- (エ) 仮配宿の実施及び仮配宿計画作成並びに報告
- (オ) 広域配宿先の営業宿泊施設の客室確保及び個別調整
- (カ) 転用施設・国体民泊の利用における調整及び不足備品等の補完対策

(2) 2021 年度

ア 県実行委員会業務分担区分

- (ア) 合同配宿業務に関する受託事業者への委託・管理等
- (イ) 営業宿泊施設の客室確保及び総合調整
- (ウ) 仮配宿の実施及び仮配宿計画作成に関する総合調整
- (エ) 広域配宿の調整
- (オ) 宿泊意向調査の実施
- (カ) 宿舎説明会の開催
- (キ) 宿泊仮申込の実施
- (ク) 宿舎申込、変更、取消の受付業務及びそれに伴う対応
- (ケ) 宿舎決定通知書、変更・取消通知書の送付
- (コ) 営業宿泊施設への本配宿業務
- (サ) 宿泊実績等統計処理

イ 市町実行委員会業務分担区分

- (ア) 市町実行委員会における営業宿泊施設の客室確保及び個別調整
- (イ) 仮配宿の実施及び仮配宿計画作成並びに報告
- (ウ) 広域配宿先の営業宿泊施設の客室確保及び個別調整
- (エ) 宿泊意向調査等に関する各競技団体との連絡調整
- (オ) 宿泊仮申込結果の確認
- (カ) 営業宿泊施設への本配宿結果の確認
- (キ) 独自に配宿調整業務を実施した転用施設及び国体民泊、営業宿泊施設への本配宿業務及びそれに伴う対応

6 その他

この方針に定めるもののほか、合同配宿の実施に関して必要な事項は、県実行委員会と市町実行委員会が協議して定める。

合同配宿業務委託概要

年 度	業 務 内 容
2019 年度	配宿システムの基本設計
	システムの基本設計
	各種プログラム及びデータベースの作成
	システムの運用テスト及びメンテナンス
	運用手順書の作成
	宿泊施設実態調査及び付帯調査
	調査票作成
	調査票回収、集計・結果分析、調査結果報告
	食事提供方法の検討及び対策
	調査結果に基づく管理データ（宿泊マスター）の作成
	営業宿泊施設の客室確保
	関係機関（旅行業者及び旅館・ホテル関係者）との調整
	旅行業者保有枠の確保・調整
	第1次仮配宿の実施
仮配宿に基づく配宿シミュレーションの作成（第1次）	
配宿シミュレーションの分析、充足対策等の検討	
宿泊施設別適用宿泊料金（案）の設定	
2020 年度	配宿システムの設計修正、プログラム修正、運用手順書の修正
	宿泊施設実態調査の補充調査（新規・追加・変更施設等）
	営業宿泊施設の客室確保
	第2次仮配宿の実施
	仮配宿に基づく配宿シミュレーションの作成（第2次）
	配宿シミュレーションの分析、充足対策等の検討
	宿泊意向調査の実施
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定と営業宿泊施設との協定書の締結
配宿センターの設置準備	
2021 年度	配宿センターの設置、運営（システム運用人員の配置等）
	配宿システムの運用
	宿泊施設実態調査の補充調査（最終）
	営業宿泊施設の客室確保
	仮配宿に基づく配宿シミュレーション及び仮配宿計画表の作成（最終）
	宿泊意向調査の実施
	宿舎説明会の開催
	歓迎装飾の作成・配布
	宿泊仮申込調査の実施
	本配宿業務 （宿泊申込書の作成・発送・申込受付・受理・整理及び配宿調整、宿舎決定通知の発送、変更・取消処理、宿泊受け入れに関する調整及び問い合わせ対応等）
	宿泊実績等統計処理
	配宿実績に基づく負担額の確定、精算

※上記の委託概要は、現段階の想定案であり、各業務内容の詳細及び実施年度等については、委託締結後、当受託事業者と別途協議した上で決定する。

三重とこわか国体・三重とこわか大会 みえの“食”提供方針

三重とこわか国体・三重とこわか大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の食事については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき提供する。

1 三重県らしさ

食材については、三重県内の特産品を積極的に活用する。

また、多彩な食文化をもつ“三重県の魅力”を堪能してもらえよう、三重県内に伝わる郷土料理などを取り入れる。

2 安全安心

安全安心な食事が提供できるよう、食材の管理、肉類や魚介類の加熱調理、調理器具の消毒等を徹底し、食品衛生対策を実施する。

また、原材料におけるアレルギーの情報提供にも配慮する。

3 食事（特に選手・監督）

栄養バランスのよい食事が提供できるよう、献立の基本となる主食、主菜、副菜（汁物を含む）、乳製品、果物がそろったセットメニューの作成を心がけるとともに、競技前後の選手のコンディションを考慮し、消化吸収が良く、体力維持と疲労回復に効果的な食事内容となるよう配慮する。

4 みえの“食”の普及

上記内容を踏まえたメニュー創作の各種コンテストの開催依頼、既に作成された三重県内の特産品を使用したレシピ(集)や郷土料理のレシピ(集)の活用等により、宿泊施設や食品提供施設等へみえの“食”を提案する。

また、ホームページ等を活用するなどして、みえの“食”の普及に努める。

第 21 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 21 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として、宿泊施設（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配 宿

- (1) 大会参加者の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、県が行う。
- (2) 選手・監督が安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮し、配宿を行う。
 - ① 個人競技に参加する選手については、選手団毎に同一の宿泊施設に配宿する。ただし、選手団の規模や宿泊施設の状況によっては、選手団を障害種別毎に分けて配宿する。
 - ② 団体競技に参加する選手については、都道府県・指定都市チーム毎に同一の宿泊施設に配宿する。
 - ③ 障がいの特性に応じた客室形式や設備を有する宿泊施設に配宿する。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿泊施設は、原則として、選手・監督の宿泊施設とは別にする。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、第 76 回国民体育大会との連携を図り、関係団体と協議のうえ、県において決定する。

4 食 事

大会参加者に提供する食事は、三重県特産の食材を取り入れた郷土色豊かなもので、安全安心で栄養バランスがよいものを提供する。